

(参考)

中部国際空港沖公有水面埋立事業の概要等

1 計画概要

(1) 事業概要

名古屋港で発生する浚渫土砂の処分については、ポートアイランドに築堤を整備し、やむを得ず仮置きしているが、平成30年代前半には仮置きが限界に達する見込みである。

将来にわたって名古屋港の維持・発展を支えるためには、新たな埋立地の早期確保が必要であり、本事業は名古屋港の港湾整備に伴い発生する浚渫土砂を処分するための新たな埋立地を計画し整備するものである。

(2) 事業者

国土交通省 中部地方整備局

(3) 事業実施区域の位置

常滑市セントレア地先公有水面

(4) 事業規模

埋立区域の面積 約250～350ha

2 手続根拠法令

環境影響評価法（平成9年法律第81号）

3 経緯

平成28年5月27日 検討書（配慮書に相当する書類）の県への送付、
公告・縦覧（～6月27日）

8月10日 検討書に対する知事意見の通知

平成29年3月28日 環境影響評価方法書の県への送付

3月29日 環境影響評価方法書の公告・縦覧（～4月28日）

5月29日 住民意見の概要の送付

6月9日 愛知県環境影響評価審査会への諮問

7月5日 愛知県環境影響評価審査会中部国際空港沖公有水面埋立部会（第1回）

7月25日 愛知県環境影響評価審査会中部国際空港沖公有水面埋立部会（第2回）

8月23日 愛知県環境影響評価審査会からの答申

8月25日 環境影響評価方法書に対する知事意見の通知

4 今後の対応

事業者（国土交通省中部地方整備局）は、知事意見を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、環境影響評価準備書を作成することになります。